

令和4年3月10日

社会福祉法人 高柳福祉会

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立することができ、職員全体が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日まで

2. 内容

職業生活と家庭生活の両立支援の整備に関する事項

妊娠中や出産後、子育て中の職員について、労働者に対する制度の周知や情報提供の実施。両立支援制度の利用状況確認を年1回実施する。

《取組》

- 令和4年4月～ 制度に関するパンフレットの配布、回覧などによる職員への周知を行う
- 令和5年4月～ 両立支援制度の利用状況の確認を実施する